

令和元年(ワ)第172号

違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外7名

被告 久和進 外4名

令和元年9月20日

答弁書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神田光



同

渡辺伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江口正



同

池田秀



同

八木宏



同

濱松慎



同

川島慶



訴訟代理人の表示 別紙訴訟代理人目録記載のとおり

目 次

第1章 請求の趣旨に対する答弁	4
第2章 被告ら及び補助参加人の主張	4
第1 はじめに	4
第2 善管注意義務及び忠実義務に違反する行為はないこと	7
1 株主総会において本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が圧倒的多数の株主の支持を得ていること	7
2 被告らが本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針に従い適法かつ適切に業務を執行していること	12
3 小括	14
第3章 請求の原因に対する認否	15
第1 「第1 当事者ら」に対する認否	16
1 1に対する認否	16
2 2に対する認否	16
3 3に対する認否	16
第2 「第2 違法行為」に対する認否	16
1 「1 善管注意義務及び忠実義務違反」に対する認否	16
2 「2 本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行うことは善管注意義務及び忠実義務に反すること」に対する認否	16
3 「3 請求の趣旨記載の各行為」に対する認否	29
第3 「第3 回復することができない損害が生ずるおそれ」に対する認否	30
1 「1 はじめに」に対する認否	30
2 「2 重大事故発生時の損害」に対する認否	30
3 「3 高レベル放射性廃棄物の処分費用」に対する認否	30

4 「4 回収の見通しが立たない膨大なコスト」に対する認否 .	30
5 「5 再生可能エネルギー導入の機会損失」に対する認否 ...	31
6 「6 社会的評価の低下」に対する認否	31
第4 「第4 結語」に対する認否	31
第4章 結論	31
別 紙	33

第1章 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2章 被告ら及び補助参加人の主張

第1 はじめに

本件訴訟は、訴状17頁によれば、補助参加人の株主総会において、原告らが行った、志賀原子力発電所を廃炉とすべきなどとする株主提案が否決されたことから提起されたものである（志賀原子力発電所の概要については、乙第1号証参照。以下「本件原子力発電所」といい、特定の号機を示す場合は、「本件1号機」、「本件2号機」という。）。

すなわち、後記第2の1で述べるとおり、平成26年6月26日に開催された補助参加人の第90回定時株主総会以降、本件提訴後の令和元年6月26日に開催された第95回定時株主総会に至るまで、原告らをはじめとするごく一部の株主により、本件訴訟の請求の趣旨と重複又は関連する、本件原子力発電所を再稼働しない、廃炉とすべきなどとする株主提案がなされたが、これら株主提案は、いずれも圧倒的大差で否決され（乙2の1ないし乙2の6）、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針は、圧倒的多数の株主の支持を得ており、被告らは、かかる経営の基本方針を明らかにした上で補助参加人の取締役として選任され、これを誠実・忠実に執行しているものである。

原告らの請求は、補助参加人の代表取締役である被告らに対し、株主総会で既に否決された事項について、これに反して執行せよと

求めるに等しい請求であり、株主総会で既に否決された事項について、株主差止訴訟の名を借りてこれを蒸し返そうとしているものに他ならない。したがって、原告らの請求は、その余の事実を判断するまでもなく、棄却されるべきである。

そもそも善管注意義務及び忠実義務とは、取締役が、会社に対して負う義務であり、誠実・忠実にその業務を遂行しなければならないというものであるから、補助参加人の代表取締役である被告らは、善管注意義務及び忠実義務の一環として、株主総会決議に基づく経営の基本方針を誠実・忠実に執行する義務を補助参加人に対して負っているのであって、株主総会で支持された経営の基本方針自体が株主共同の利益に反し、かかる基本方針を執行することが善管注意義務及び忠実義務に違反するなどと論難する原告らの主張は、つまるところ、圧倒的大差で否決された株主提案を蒸し返し、これを訴訟により実現しようとするに過ぎないものであり、それ自体失当というほかない（直近の第95回定時株主総会を例にとれば、「志賀原子力発電所は1号機、2号機とも再稼働しない。」、「安全性向上のための追加工事は全て中止する。」等の定款変更を内容とする第4号議案への賛成の割合は3.9パーセントに過ぎない。乙第2号証及び乙第3号証参照。）。

なお、原告らは、本件訴訟を提起した理由について、株主提案が否決されたことのほかに、原告らのうち4名を含む石川県、富山県及び福島県の一部住民が金沢地方裁判所に対して提起した人格権等に基づく本件原子力発電所の運転差止訴訟（平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号。係属中）の「裁判が滞っている」、「その状況を打破するため」であり、「新しい訴訟（富山訴訟）は志賀原発の廃炉を目指すという点で現在の差止訴訟（金沢訴

訟）と目的を共有しています。」、「北電本店所在地である富山地裁で提訴するインパクトは大きく、富山県内での運動の拡大を図れる」、「地震・地層問題を争点とした差止訴訟は専門用語が多く難解だが、お金の問題に焦点をあてる訴訟は多くの原告・サポーターにとってわかりやすいといった点が新訴訟の運動的な意義として考えられます。」と述べている（乙4：「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団ホームページ」、乙5：「原告団ニュースv o 1. 23」）。

そもそも、株主差止訴訟は、会社の損害を事後的に救済する手段か事前に損害を阻止する手段かの違いはあるものの、株主代表訴訟と同様に、株主が会社のために提起することが認められているものであって、この点、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の拡大を図るために提起された原告らの訴えは、以下の裁判例等からも明らかなどおり、株主差止訴訟の趣旨、目的を逸脱する、訴権の濫用と言わざるを得ないものであって、この点からも失当というほかない（なお、以下の裁判例等のうち、①②は株主代表訴訟のもの、③④は株主差止訴訟のものである。）。

① 「株主代表訴訟が、当該会社の株主全体の利益を守るためではなく、単なる個人的な主義主張を達成することを企図して提起された場合については、たとえ当該会社の社会的責任の矯正や追及という目的を有し、公益に適うものであると評価できる場合であっても、株主代表訴訟の目的を逸脱したものであるということができる。」（東京地方裁判所平成11年3月31日決定・資料版商事法務190号239頁（確定）：ゴルフ場建設反対運動の一環として提訴された事案。なお、岐阜地方裁判所平成9年1月16日決定・資料版商事法務155号146頁も同旨）

② 「市民運動や個人的主義主張のための提訴の場合、それは個人的

な主義主張のために裁判を利用しようとする者であり」、「商法の予定するところではな」い（中村直人・民商法雑誌 115巻4・5号631頁）

③「原発反対運動には、それなりの意味が認められるにしても、その手段として、商法が規定している取締役の違法行為の差止請求権を利用することは、やはり権利の濫用といわざるをえない。理屈を何とつけても同様である。商法二七二条は、元来、このような場合を予定していないのであり、同条の趣旨に反することは明らかである。」（新谷勝「会社仮処分」232頁）

④「原発反対運動のための手段として商法272条が利用されることがあるが、商法272条は本来、このような場合を予定していないのであり、同条の趣旨に反することは明らかである」（横浜弁護士会編「差止訴訟の法理と実務」242頁）

第2 善管注意義務及び忠実義務に違反する行為はないこと

1 株主総会において本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が圧倒的多数の株主の支持を得ていること
補助参加人は、昭和26年5月に設立された株式会社であって、電気事業等を営んでいる（乙6の1頁）。

被告らは、いずれも補助参加人の代表取締役であるところ、以下に述べるとおり、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針は圧倒的多数の株主の支持を得ており、被告らは、かかる経営の基本方針を明らかにした上で選任され、これを誠実・忠実に執行している。

なお、原子力発電所の再稼働について、国は、エネルギー政策基本法に基づき平成30年7月3日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、

原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」（乙7の19頁）としているところである。

(1) 第95回定時株主総会（令和元年6月26日）

本件提訴（令和元年6月18日）の後に開催された第95回定時株主総会において、被告らは、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしている（乙3の6の26頁。なお、株主提案に対する取締役会の意見として同17頁。）。

これに対し、原子力発電に関連し、原告らのうち6名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第4号議案は、「志賀原子力発電所は1号機、2号機ともに再稼働しない。（略）安全性向上のための追加工事は全て中止する。」などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1), (4)及び(5)に相当するものであるが、株主提案はいずれも大差で否決されている（乙3の6の16ないし22頁、乙2の6の4頁）。

第4号議案（原子力エネルギーの利用禁止）

第5号議案（再処理の凍結）

第6号議案（使用済み核燃料の保管および処理・処分）

第7号議案（再生可能エネルギーを最優先する給電ルールの確立）

第8号議案（大事故を起こした際の損害賠償責任）

(2) 第94回定時株主総会（平成30年6月27日）

第94回定時株主総会において、被告らは、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしている（乙3の5の20頁。なお、株主提案に対する取締役会の意見とし

て同 11, 14 頁。)。

これに対し、原子力発電に関連し、原告らのうち 7 名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第 3 号議案及び第 5 号議案は、「原子力発電は行わず、」(第 3 号議案), 「志賀原子力発電所は再稼働せず、」(第 5 号議案) などというもので、本件訴訟の請求の趣旨 1(1)に相当するものであるが、株主提案はいずれも大差で否決されている (乙 3 の 5 の 10ないし 15 頁, 乙 2 の 5 の 3 頁)。

第 3 号議案 (事業目的に「電気事業。ただし原子力発電は行わ」ない旨記載)

第 4 号議案 (エネルギー・シフト推進本部の設置)

第 5 号議案 (志賀原子力発電所の廃炉本部の設置)

第 6 号議案 (再処理からの撤退)

(3) 第 93 回定期株主総会 (平成 29 年 6 月 28 日)

第 93 回定期株主総会において、被告らは、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしている (乙 3 の 4 の 6 頁。なお、株主提案に対する取締役会の意見として 同 47, 48 頁。)。

これに対し、原子力発電に関連し、原告らのうち 7 名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第 3 号議案及び第 4 号議案は、「原子力発電事業から速やかに撤退する (略) 志賀原子力発電所 1 号機および 2 号機の廃炉措置」(第 3 号議案), 「核燃料物質 (ウラン) の購入計画 (略) について、新たな契約は一切行わない。(略) 契約済の新燃料についても、原子炉への搬入を行わない。」(第 4 号議案) などというもので、本件訴訟の請求の趣旨

1(1), (2)及び(3)に相当するものであるが、株主提案はいずれも大差で否決されている（乙3の4の46ないし51頁、乙2の4の3頁）。

第3号議案（原子力発電事業からの全面撤退）

第4号議案（核燃料取得計画の抜本的見直し）

第5号議案（使用済み核燃料のより安全な保管体制の確立）

第6号議案（取締役等の責任免除に係る規定において原子力事業については適用除外とする）

(4) 第92回定時株主総会（平成28年6月28日）

第92回定時株主総会において、被告らは、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしている（乙3の3の6頁。なお、株主提案に対する取締役会の意見として同49, 50頁。）。

これに対し、原子力発電に関連し、原告らのうち7名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第4号議案は、「志賀原子力発電所は1号機、2号機ともに廃炉にし、追加の安全対策工事は行わない。」などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1), (4)及び(5)に相当するものであるが、株主提案はいずれも大差で否決されている（乙3の3の48ないし51頁、乙2の3の3頁）。

第4号議案（志賀原子力発電所の廃炉措置）

第5号議案（原子力本部の業務の抜本的見直し）

第6号議案（プルトニウムの分離および利用の禁止）

(5) 第91回定時株主総会（平成27年6月25日）

第91回定時株主総会において、被告らは、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしている（乙

3の2の6頁。なお、株主提案に対する取締役会の意見として同46, 47頁。)。

これに対し、原子力発電に関連し、原告らのうち6名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第5号議案は、「志賀原子力発電所の再稼働を前提とする施策の凍結（略）安全性向上のための追加工事は凍結する。」などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1), (4)及び(5)に相当するものであるが、株主提案はいずれも大差で否決されている（乙3の2の46ないし50頁、乙2の2の4頁）。

第5号議案（志賀原子力発電所の再稼働を前提とする施策の凍結）

第6号議案（再処理の凍結）

第7号議案（使用済核燃料の保管について）

第8号議案（廃炉措置に伴って生じる放射性廃棄物の保管および処理・処分について）

(6) 第90回定時株主総会（平成26年6月26日）

第90回定時株主総会において、被告らは、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしている（乙3の1の6頁。なお、株主提案に対する取締役会の意見として同42, 43頁。）。

これに対し、原子力発電に関連し、原告らのうち5名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第4号議案及び第5号議案は、「原子力発電は行わず」（第4号議案）、「志賀原子力発電所は再稼働せず」（第5号議案）などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1)

に相当するものであるが、株主提案はいずれも大差で否決されている（乙3の1の41ないし44頁、乙2の1の3頁）。

第4号議案（事業目的に「電気事業。ただし原子力発電は行わ」ない旨記載）

第5号議案（志賀原子力発電所の廃炉本部の設置）

第6号議案（再処理の禁止）

2 被告らが本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針に従い適法かつ適切に業務を執行していること

被告らは、電気事業法、エネルギー政策基本法、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）をはじめとする関係法令に則り、適法かつ適切に業務を執行している。

具体的には、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続を社内規則において明確化するなど、業務の適正を確保するための体制を整備しており、かかる体制に基づいて適法かつ適切に業務を執行している（乙3の6の37ないし39頁、乙8の27ないし29頁）。

特に、原子力発電については、建設・運転・保守の品質保証活動に社長をトップとする「品質マネジメントシステム」を確立し、安全運転・安全管理の徹底を図っている。

また、本件原子力発電所の安全性をさらに高めるため、原子力部門の活動状況全般を監視する組織として「原子力安全推進部」を設置し、業務運営の改善・改革活動の支援を行うとともに、社外有識者による「原子力安全信頼会議」を設置し、本件原子力発電所の運営を中心とした補助参加人の取組み全般について意見、

助言を受けている（乙8の27ないし29頁）。

補助参加人は、平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波に起因する福島第一原子力発電所事故を受け、早期に「安全強化策」を取りまとめ、実施した。また、原子炉等規制法の改正等を受け、平成25年7月8日に施行された新規制基準も踏まえ、補助参加人は、「安全性向上施策」に関する工事を進めており、本件2号機については、平成26年8月12日、原子力規制委員会に対し、新規制基準への適合性確認に係る審査の申請を行い、現在、同審査を受けている（乙9の17頁）。

新規制基準適合性確認審査においては、まず、地震、津波等の自然現象に係る審査が行われるのが通例であるところ、本件原子力発電所についても、現在、敷地内断層について、「断層の抽出と評価対象断層の選定」、「敷地内断層の活動性評価」及び「敷地周辺の地形、地質・地質構造」の3つの論点で審議が進められており、補助参加人は、原子力規制委員会からのコメント等を踏まえ、適合性確認審査に的確に対応している（乙10の13、14、56頁）。

なお、「安全性向上施策」については、平成29年12月に、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の新規制基準適合性確認審査を通じて得られた技術的知見を踏まえて新規制基準が改正され、代替残留熱除去設備の設置が必要となったことから、補助参加人は、当該設備の詳細設計を進めしており、また、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機や中部電力株式会社浜岡原子力発電所4号機といった適合性確認審査が先行する他社の発電所の審査状況を踏まえて設置することとした代替高圧

注水設備の詳細設計も進めている（乙10の15、56頁）。

このように、被告らは、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針に従い、整備された社内体制のもと、関係法令及び定款を遵守し、また規制当局の指導等に的確に対応するなどしており、適法かつ適切に業務を執行している。

3 小括

東京高等裁判所平成11年3月25日判決（判例時報1686号33頁（控訴棄却、確定））は、「被控訴人（被告注：代表取締役ら）として右善管注意義務ないし忠実義務を尽くしたというためには、社内の専門的知見を有する者らの報告、情報、意見や社外の信頼すべき公的専門機関やそこに所属する専門家の判断、見解、更には監督官庁の指導などを踏まえつつ、それらの意見等を尊重し、これに依拠して業務を執行することが必要であり、かつ、それらの意見等を信頼して業務の執行にあたる場合には、特段の事情がない限り、代表取締役としての会社に対する前記義務は尽くされていると解するのが相当である。」と判示しているところ、被告らは、株主総会で支持された、本件原子力発電所の再稼働を目指すという経営の基本方針を執行するに当たり、前述のとおり、社内外の専門的知見を有する者の意見を尊重し、原子力規制委員会における他の原子力発電所の新規制基準適合性確認審査の状況や新たな知見を把握し先行して対処するなど規制当局の指導等を踏まえて業務の執行に当たっているのであるから、代表取締役としての会社に対する善管注意義務及び忠実義務は尽くされている。

かえって、原告らの請求に応じることこそ、前記経営の基本方針に反しており、会社に対する善管注意義務及び忠実義務に違反することとなるというべきである。

以上に述べたとおり、被告らは、本件原子力発電所の再稼働を目指すという株主総会で支持された経営の基本方針に従い、これを誠実・忠実に執行しているものであり、また、その執行に当たっても、関係法令及び定款を遵守し、社内体制を整備し、規制当局の指導等に的確に対応して行っており、善管注意義務及び忠実義務に違反する余地はない。

第3章 請求の原因に対する認否

原告らは、請求原因として、訴状第2（1ないし13頁）において、「違法行為（善管注意義務違反及び忠実義務違反）」につき、縷々述べる。しかしながら、前記第2章で述べたとおり、被告らは適法・適切かつ忠実に補助参加人において業務執行を行っており、善管注意義務及び忠実義務に違反する余地はなく、かえって、かかる主張は、原告らをはじめとするごく一部の株主の個人的な主義主張の域を出ないと言わざるを得ない。

また、原告らは、請求原因として、訴状第3（13ないし16頁）において、「回復することができない損害が生ずるおそれ」につき、上記「違法行為」とほぼ同旨の内容を縷々述べる。しかしながら、たとえば、「2 重大事故発生時の損害」（訴状14頁）などは、本件原子力発電所において重大事故が発生することについて、憶測による単なる危惧の念に基づき主張するに過ぎないものであり、この点においても失当であるほか、他の主張についても、その内容から、何故「回復することができない損害が生ずるおそれ」があるのかが、明らかにされているとは到底言えない。

よって、原告らの請求原因にかかる主張は、いずれも株主差止訴訟の請求原因たり得ず失当であることは明らかであるが、この点は

一旦措き、以下、被告ら及び補助参加人において、請求原因に対する認否を行う。

第1 「第1 当事者ら」に対する認否

1 1に対する認否

認める。

2 2に対する認否

被告らがいずれも補助参加人の代表取締役であること及び補助参加人の経営の基本方針に基づき、被告らが本件原子力発電所の再稼働を目指していることは認める。

3 3に対する認否

第1段落（訴状1頁11行目）は認める。

第2段落（訴状1頁12ないし16行目）は争う。

第2 「第2 違法行為」に対する認否

1 「1 善管注意義務及び忠実義務違反」に対する認否

被告らがいずれも補助参加人の取締役として補助参加人に対し善管注意義務及び忠実義務（会社法330条、民法644条及び会社法355条）を負っていること並びに被告らが補助参加人の経営の基本方針に基づき、本件原子力発電所の再稼働を目指していることは認め、その余は争う。

2 「2 本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行うことは善管注意義務及び忠実義務に反すること」に対する認否

(1) 「(1) 原発事故のリスク」に対する認否

ア 「ア 原発事故の被害」に対する認否

(ア) 「(ア) 福島第一原発事故の被害」に対する認否

甲第1号証ないし甲第7号証に原告らの引用する記載があることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張

は争う。

原告らは、国会事故調報告書（甲1）に依拠し、「福島県内の約1800平方キロメートルもの広大な土地が（略）約5ミリシーベルト以上の汚染地域となった」（訴状2頁）と述べるが、同報告書が引用する環境省の「除染等の措置に伴って生じる土壤等の量の推定について」は、「福島県内」ではなく、「宮城県、山形県、福島県、栃木県、茨城県を対象とし」て面積を推定したものであり、同報告書の記述及び原告らの主張は誤りである（乙11の1, 8頁）。

また、原告らは、「福島県の健康調査」についても述べるが（訴状2, 3頁），福島県県民健康調査検討委員会は、平成28年3月、「県民健康調査における中間取りまとめ」を公表し、「これまでに発見された甲状腺がんについては（略）放射線の影響とは考えにくいと評価する。」（乙12の2頁）としている。さらに、国連科学委員会（UNSCEAR）も、平成29年、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNSCEAR 2013年報告書刊行後の進展」を取りまとめ、「福島県民健康調査で既に観察されていた相当量の（引用者注：甲状腺がんの）症例は、放射線の影響ではなく、集団検診の感度による可能性が高い」（乙13の25頁）としている。

その他、原告らは福島第一原子力発電所事故について縷々述べるが、補助参加人は本件原子力発電所において、同事故を踏まえた「安全強化策」を既に実施し、万が一に

も周辺住民の生命・身体に害を及ぼすことがないよう、十分な安全確保対策を実施しているのであって、これにより同事故のような事態が発生することではなく、さらに、「安全性向上施策」に関する工事を進めるとともに、原子力規制委員会における新規制基準への適合性確認審査において一層の安全性が確認された上で運転を再開することとしていることから（前記第2章第2の2参照）、同事故のような事態の発生を前提とする原告らの主張は前提を欠く。

(イ) 「(イ) 海外における原発事故被害の評価」に対する認否

甲第8号証及び甲第9号証に原告らの引用する記載があることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

イ「イ 原発事故のリスク評価」に対する認否

第1段落（訴状4頁2ないし6行目）について、甲第10号証に原告らの引用する記載があることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

甲第10号証記載の試算について、原子力委員会は、「今回事故以降に施される安全対策を考慮しないことを前提にしているので、この数字をモデルプラントの事故発生頻度とするのは現実的ではないとの指摘がされた。」（乙14の2頁）としている。

第2段落（訴状4頁7ないし11行目）について、事実は知らないし否認し、主張は争う。

原子力規制委員会は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」において、「PRAでは原子力発電所

の設計情報と運転情報を基に、起因事象を適切に洗い出すとともに、起因事象毎に安全停止状態に移行させるために必要な設備や操作を明確にした上でイベントツリーを作成することで、起因事象と安全機能の喪失の組合せを網羅的かつ体系的に検討することができる。」（乙15の160頁）との見解を示しているところ、補助参加人は、新規制基準適合性確認審査において、本件原子力発電所におけるPRA（確率論的リスク評価）の手法及び実施結果について説明することとしており（乙16の22頁），また，PRAモデルの高度化を継続実施することとしているのであって（乙17の7ないし9頁），「重大事故のリスク評価すら行っていない」（訴状4頁）などとする原告らの主張は事実に反する。

ウ「ウ 地震大国日本における原発事故のリスク」に対する認否

甲第12号証ないし甲第15号証に原告らの引用する記載があることは認め，その余の事実は知らないし否認し，主張は争う。

原告らが述べる，原子力発電所において基準地震動を超過した地震動が観測された事例については，いずれも，重要な安全機能の喪失を発生させたものではなく（乙18ないし乙20），補助参加人は，本件原子力発電所の耐震設計に当たり，平成19年（2007年）能登半島地震や平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の知見も踏まえた基準地震動を策定している（乙9の3頁）。

また，原告らは，「本件原発の近傍でも多くの活断層の存

在が確認されている」（訴状5頁）とも述べるが、補助参加人は、本件原子力発電所敷地周辺の活断層について、耐震設計上適切に考慮し、基準地震動を策定している（乙9の3頁）。

工「工 本件原発の敷地内断層の活動性が否定できないこと」に対する認否

第1段落（訴状5頁16ないし19行目）について、新規制基準の内容は概ね認める。

第2段落（訴状5頁20行目ないし6頁1行目）について、原告らの主張に係る「評価書」（甲16。以下「本件評価書」という。）が存在することは認めるが、本件評価書の内容及び原告らの主張は争う。

本件評価書は、「今後の課題」という非常に重大な留保がついた未完結なものであり、その内容自体も科学的に重大な問題があることが複数の専門家から指摘されている（乙21ないし乙23）。田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）も、平成28年5月12日、衆議院原子力問題調査特別委員会において、「私どもとしても、それだけで判断するのは少し拙速過ぎる」、「有識者の方も、これだけ限られたデータなので確定的なことは言えないということで、（引用者注：『今後の課題』の）六項目について、さらに今後こういった点にデータの拡充が必要という報告書になっております」、「あくまでもそれは参考にしていくということで、最終的には原子力規制委員会が判断をする」（乙24の3、4頁）と述べるなど、原子力規制委員会として、本件評価書で判断することはできないとの見解を表明し、そ

の結果、敷地内断層については、現在、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において審査されており、前記第2章第2の2で述べたとおり、「断層の抽出と評価対象断層の選定」、「敷地内断層の活動性評価」及び「敷地周辺の地形、地質・地質構造」の3つの論点で審議が進められているところである（乙10の13、14、56頁）。

したがって、「本件原発の敷地内断層の活動性が否定できない」（訴状5頁）などとする原告らの主張は事実に反する。才「才 北陸電力の経理的基礎及び技術的能力は不十分であること」に対する認否

第1文（訴状6頁3ないし9行目）について、甲第1号証に原告らの引用する記載があることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

原子力規制委員会における原子炉設置（変更）許可の審査に当たっては、事業者の経理的基礎及び人員等の事故対応能力についても審査対象とされており、補助参加人の経理的基礎及び人員等の事故対応能力について何ら問題となるものではない。

第2文（訴状6頁9ないし12行目）について、本件原子力発電所が平成23年以降運転を停止していることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

補助参加人は、本件原子力発電所と同じBWR（沸騰水型軽水炉。改良型沸騰水型軽水炉はABWR）を設置している他の事業者（東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社）と合同でシミュレータ訓練を実施するなど、技術力の維持、向上に取り組んでいることを原子力

規制委員会に説明し、理解を得ている（乙17の10、1
1頁）。

力「カ 原子力損害賠償制度」に対する認否

第1段落（訴状6頁14ないし18行目）について、原子力損害の賠償に関する法律等の規定内容は概ね認める。

第2段落（訴状6頁19行目ないし7頁1行目）について、甲第1号証に原告らの引用する記載があることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

キ「キ 本件原発の事故リスクは経営上許容できないものであること」に対する認否

争う。

前記第2章第2の2で述べたとおり、補助参加人は本件原子力発電所において、福島第一原子力発電所事故を踏まえた「安全強化策」を既に実施しており、これにより同事故のような事態が発生することではなく、さらに、「安全性向上施策」に関する工事を進めるとともに、原子力規制委員会における新規制基準への適合性確認審査において一層の安全性が確認された上で運転を再開することとしていることから、同事故のような事態の発生を前提とする原告らの主張は前提を欠く。

(2) 「(2) 使用済核燃料を発生させること」に対する認否

ア「ア 高レベル放射性廃棄物処分問題」に対する認否

第1段落（訴状7頁7行目）は認める。

第2段落（訴状7頁8ないし17行目）について、甲第19号証に原告らの引用する記載があることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

第3段落（訴状7頁18行目ないし8頁1行目）について、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定内容は概ね認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

第4段落（訴状8頁2ないし5行目）は争う。

イ「イ 増大する使用済核燃料プールの危険性」に対する認否

第1段落（訴状8頁7ないし12行目）について、国が使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針としていること及び平成28年12月21日に原子力関係閣僚会議において高速増殖原型炉「もんじゅ」を廃炉とする方針が決定されたことは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

第2段落及び第3段落（訴状8頁13ないし20行目）について、本件原子力発電所の使用済燃料貯蔵プールは原子炉建屋の上部に設置されていることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

本件原子力発電所から発生する使用済燃料は、原子炉建屋内に設けられた使用済燃料貯蔵プール中の使用済燃料貯蔵ラックに収納し冷却貯蔵されており、使用済燃料貯蔵プールは、内面をステンレス鋼でライニングするとともに、排水口を設けない設計とするなど、貯蔵プール水の漏洩防止対策をとっており、水位及びプール水の漏洩を監視する設備を設けているほか、燃料から発生する崩壊熱の除去が可能な十分な冷却能力を有していることから、その安全性は十分に確保されている（乙16の35頁）。

(3) 「(3) 回収の見通しが立たない膨大なコスト」に対する認否

ア「ア 膨大な安全対策費・維持費」に対する認否

第1段落（訴状8頁23行目ないし9頁8行目）について、原告らが引用する甲第21号証（平成30年10月31日付け補助参加人プレスリリース）記載のとおり、補助参加人が本件2号機の安全対策費（実施済みの「安全強化策」と実施中の「安全性向上施策」とを合わせた費用）として1千億円台の後半を見込んでいること及び補助参加人が本件原子力発電所において特定重大事故等対処施設の設置を予定していることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

第2段落（訴状9頁9ないし11行目）について、原告らが引用する甲第25号証（補助参加人の平成29年度有価証券報告書）75頁記載のとおり、補助参加人が平成29年度の営業費用において原子力発電費として約458億円を計上していることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

イ「イ 低い稼働率」に対する認否

甲第26号証及び甲第27号証に原告らの引用する記載があることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

原告らは、本件1号機臨界事故及び本件2号機雨水流入事象について縷々述べるが、これらはいずれも、重要な設備への影響や外部への放射性物質の漏えいが発生したものではなく、以下に述べるとおり、補助参加人は適切に再発防止対策を講じている（本件1号機臨界事故の概要につい

ては乙第25号証及び乙第26号証を、本件2号機雨水流入事象の概要については乙第27号証をそれぞれ参照。)。

本件1号機臨界事故について、補助参加人は、平成19年3月16日、社長を委員長とする「志賀1号機事故調査対策委員会」を設置し、事実関係・原因の調査、究明を行うとともに、作業手順の改善、設備の改善の技術的な再発防止対策の策定、原子力の品質保証体制の再構築等の抜本的な再発防止対策及び設備の安全点検計画を策定した(乙28)。

また、補助参加人は、同事故の原因を踏まえ、同事故に対する技術的な再発防止対策をはじめ、隠さない企業風土づくり、安全文化の構築等の再発防止対策の実施・定着に取り組んでおり、当該取組みについては、平成19年5月25日に設置された社外有識者で構成する「再発防止対策検証委員会」による検証・評価を受けてきたところ、平成23年2月23日、同委員会から、「隠さない風土と安全文化」が定着したとの評価を受けている(乙10の55頁)。

さらに、補助参加人は、平成23年10月1日、社外有識者で構成する「原子力安全信頼会議」を設置し、本件原子力発電所の運営を中心とした補助参加人の取組み全般について、多角的な意見・助言を受けることとし、より一層の安全性、信頼性の向上に努めている(乙10の16頁)。

本件2号機雨水流入事象について、補助参加人は、平成28年10月28日に事実関係等を取りまとめた中間報告書を、同年11月7日に本件1号機における雨水等の流入防止対策の実態に関する調査結果を、それぞれ原子力規制

委員会に提出した。その後、平成28年11月16日に原子力規制委員会より追加指示文書を受領したことを受け、同年12月26日、指示事項に関する報告書を取りまとめ、同委員会へ提出した（乙29）。なお、同報告書については、補正等を行い、平成29年12月28日、最終的な報告書を同委員会へ提出している（乙30）。

また、補助参加人は、平成29年7月1日付で、品質管理部に雨水流入事象の再発防止対策に係る活動を含めた原子力部門全般の活動状況の監視のための具体的な方法の検討等のため、「原子力安全推進準備室」を設置した（乙31）。

上記報告書の提出を受け、平成30年1月10日に開催された平成29年度第58回原子力規制委員会において、「志賀原子力発電所における原子炉建屋内への雨水流入に係る北陸電力の原因分析結果及び再発防止対策について」が取りまとめられており、補助参加人の再発防止対策について、「妥当なものが示されている」（乙32の6頁）とされている。

その後、補助参加人は、平成30年2月1日付で、雨水流入事象の再発防止対策に係る活動を含めた原子力部門の活動状況全般の監視及び業務運営の改善・改革活動の支援等を目的として、「原子力安全推進準備室」を、社長直属の「原子力安全推進部」に移行した（乙33）。

以上に述べたとおり、補助参加人は、本件1号機臨界事故及び本件2号機雨水流入事象のいずれについても、適切に再発防止対策を講じており、「今後も事故、トラブル等が

発生し、低い稼働率にとどまる可能性が高い。」（訴状 10 頁）などとする原告らの主張は、全く当たらない。

ウ「ウ 再稼働の見通しが全く立っていないこと」に対する認否
争う。

前記第 2 章第 2 の 2 で述べたとおり、本件原子力発電所は現在、再稼働に向けて新規制基準適合性確認審査が行われており、敷地内断層については、「断層の抽出と評価対象断層の選定」、「敷地内断層の活動性評価」及び「敷地周辺の地形、地質・地質構造」の 3 つの論点で審議が進められ、再稼働に向けて着実に進展しているのであって、再稼働の見通しが立っていないなどとする原告らの主張は、全く当たらない。

(4) 「(4) 再生可能エネルギー導入の機会損失」に対する認否

平成 27 年 9 月 25 日に国際連合持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されたこと及び平成 28 年 11 月 4 日に温室効果ガス排出削減等のための「パリ協定」が発効したことは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

ただし、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」が発効した後の平成 30 年 7 月 3 日に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、原子力発電について、「運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。」（乙 7 の 19 頁）とされている。

なお、補助参加人は、水力発電、風力発電及び太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでおり、他社からの受電分を含めた平成30年度の発電電力量構成比で再生可能エネルギー比率は約33パーセントを占めている（乙10の20頁）。

(5) 「(5) 電力供給に問題はないこと」に対する認否

本件原子力発電所が平成23年以降運転を停止していること並びに甲第28号証及び甲第29号証（平成30年9月20日付け及び同31年4月26日付け補助参加人プレスリリース）記載のとおり、補助参加人が一定の供給予備力を確保していることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

補助参加人は、安定供給の責務を果たすため、平成23年以降、節電要請や火力発電所の点検時期の変更など供給力確保に努め、予備力を確保している。

原告らが訴状で主張する、補助参加人における予備率7ないし8パーセントの状況は、予備力40万キロワット程度に過ぎず、「電力供給には全く問題がない状況である。」（訴状11頁）とはいえない。

(6) 「(6) 世論と北陸電力の社会的責任」に対する認否

第1文（訴状12頁8、9行目）及び補助参加人が電気事業等を営む株式会社であることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

(7) 「(7) 小括」に対する認否

争う。

前記第2章第2の2で述べたとおり、被告らは、本件原子

力発電所の再稼働を目指すという株主総会で支持された経営の基本方針に従い、これを誠実・忠実に執行しているものであり、また、その執行に当たっても、関係法令及び定款を遵守し、社内体制を整備し、規制当局の指導等に的確に対応して行っており、善管注意義務及び忠実義務に違反する余地はない。

3 「3 請求の趣旨記載の各行為」に対する認否

(1) (1)に対する認否

争う。

(2) (2)に対する認否

第1段落（訴状13頁8ないし11行目）は認める。

第2段落（訴状13頁12ないし14行目）は争う。

なお、本件訴訟は、将来の行為に対する差止めの訴えであるから、過去に行った取替用燃料の搬入を縷々指摘することは無意味である。

(3) (3)に対する認否

原告らが引用する甲第21号証（平成30年10月31日付け補助参加人プレスリリース）記載のとおり、補助参加人が本件原子力発電所において代替高圧注水設備及び代替残留熱除去設備の詳細設計を進めていることは認め、その余は争う。

なお、前記第2章第2の2で述べたとおり、被告らは、原子力規制委員会における新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、他の原子力発電所の審査状況や新たな知見を把握し先行して対処するなど、規制当局の指導等を踏まえて業務の執行に当たっている。

(4) (4)に対する認否

争う。

第3 「第3 回復することができない損害が生ずるおそれ」に対する認否

1 「1 はじめに」に対する認否

補助参加人が監査役設置会社（会社法2条9号）であること及び同法の規定内容は認め、その余は争う。

2 「2 重大事故発生時の損害」に対する認否

知らないし争う。

原告らは福島第一原子力発電所事故について縷々述べるが、補助参加人は本件原子力発電所において、同事故を踏まえた「安全強化策」を既に実施しており、これにより同事故のような事態が発生することではなく、さらに、「安全性向上施策」に関する工事を進めるとともに、原子力規制委員会における新規制基準への適合性確認審査において一層の安全性が確認された上で運転を再開することとしていることから（前記第2章第2の2参照）、同事故のような事態の発生を前提とする原告らの主張は前提を欠く。

3 「3 高レベル放射性廃棄物の処分費用」に対する認否

甲第30号証に原告らの引用する記載があることは認め、その余の事実は知らないし否認し、主張は争う。

4 「4 回収の見通しが立たない膨大なコスト」に対する認否

被告らが補助参加人の経営の基本方針に基づき本件原子力発電所の再稼働を目指していること、補助参加人が本件原子力発電所において「安全性向上施策」に関する工事を実施していること、補助参加人が本件2号機の安全対策費（実施済の「安全強化策」と実施中の「安全性向上施策」を合わせた費用）として1千億円台の後半を見込んでいること、補助参加人が本件原子力発電所において特定重大事故等対処施設の設置を予定していること及び補

助参加人が平成29年度の営業費用において原子力発電費として約458億円を計上していることは認め、その余の事実は不知ないし否認し、主張は争う。

前記第2章第2の2で述べたとおり、本件原子力発電所は現在、再稼働に向けて新規制基準適合性確認審査が行われており、敷地内断層については、「断層の抽出と評価対象断層の選定」、「敷地内断層の活動性評価」及び「敷地周辺の地形、地質・地質構造」の3つの論点で審議が進められ、再稼働に向けて着実に進展しているのであって、再稼働の見通しが立っておらず、回復することができない損害が生ずるおそれがあるなどとする原告らの主張は、全く当たらない。

5 「5 再生可能エネルギー導入の機会損失」に対する認否争う。

6 「6 社会的評価の低下」に対する認否争う。

第4 「第4 結語」に対する認否

第1段落（訴状16頁8ないし11行目）及び補助参加人の第90回定期株主総会以降の各定期株主総会において本件原子力発電所を再稼働しないこと等を内容とする定款変更に係る株主提案がなされたことは認める。その余は、原告らが本件訴訟を提起した理由ないし動機を縷々述べるものであり、認否の限りでない。

なお、上記各株主提案については、前記第2章第2の1で述べたとおり、いずれも圧倒的大差で否決されている。

第4章 結論

被告らは、株主総会で支持された、本件原子力発電所の再稼働を

目指すという経営の基本方針を執行するに当たり、関係法令及び定款を遵守し、社内外の専門的知見を有する者の意見を尊重し、原子力規制委員会における新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、他の原子力発電所の審査状況や新たな知見を把握し先行して対処するなど、規制当局の指導等を踏まえて業務の執行に当たっている以上、代表取締役としての会社に対する善管注意義務及び忠実義務は尽くされており、「法令又は定款に違反する」余地はない（前記第2章）。

また、本件原子力発電所において、福島第一原子力発電所事故のような事態が発生することはなく、再稼働に向けて新規制基準適合性確認審査が着実に進展しているのであって、再稼働の見通しが立っておらず、「回復することができない損害が生ずる」などとする原告らの主張は理由がない（前記第3章）。

よって、原告らの主張にはいずれも理由がなく、請求はいずれも速やかに棄却されるべきである。

以 上

別 紙

訴訟代理人目録

〒930-0066

富山市千石町5丁目6番13号

神田法律事務所（送達場所）

電話 076-491-2477

FAX 076-493-2253

被告ら訴訟代理人弁護士 神 田 光 信

同 渡 辺 伸 子

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目10番1号 有楽町ビルヂング424区

海谷・江口・池田法律事務所

電話 03-3211-8086

FAX 03-3216-6909

補助参加人訴訟代理人弁護士 江 口 正 夫

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目6番12号 アイオス虎ノ門ビル301号

池田法律事務所

電話 03-5532-0930

FAX 03-5532-0925

補助参加人訴訟代理人弁護士 池 田 秀 雄

〒910-0023 福井市順化1丁目24番43号

ストークビル福井一番館8階

九頭竜法律事務所

電話 0776-22-0168

FAX 0776-22-0178

補助参加人訴訟代理人弁護士 八木 宏

〒930-8686

富山市牛島町15番1号 北陸電力株式会社内

浜松法律事務所（送達場所）

電話 076-405-3261

FAX 076-405-0156

補助参加人訴訟代理人弁護士 濱松慎治

〒930-8686

富山市牛島町15番1号 北陸電力株式会社内

電話 076-405-3261

FAX 076-405-0156

補助参加人訴訟代理人弁護士 川島慶